

2021年6月25日

金融審議会
会長 神田秀樹 殿

金融担当大臣 麻生太郎

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり
諮問する。

記

○ 企業情報の開示のあり方に関する検討

企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討を行うこと。